

すべての人が尊重される社会を目指して

障がい

- ▶障がい者が日常生活や社会生活を営むうえで、さまざまな障壁（バリア）が存在し、このような障壁を取り除いていくことが求められています。
- 【障壁の例】
 - 建物・施設等の段差や移動手段等の物理的な障壁
 - 視覚や聴覚等に障がいを持つ方の情報入手やコミュニケーションに関する障壁
 - 障がいへの無理解から生じる偏見や差別等
- ▶障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、共に支え合う地域社会にしていけることが大切です。

子ども

- ▶全国的に児童虐待が増加しており、いじめ、不登校、体罰等も依然として大きな問題となっています。また、児童買春、児童ポルノ等は、子どもの人権を侵害する犯罪です。
- ▶こうした問題は、周囲の目につきにくいところで発生しており、子ども自身が声を出せない、または声を出しにくい状況にあります。
- ▶未来を担う子どもを一人の人間として尊重し、温かく見守り、健やかな成長を支える地域社会にしていけることが大切です。

外国人

- ▶区内にも約1万9000人が暮らす外国人は、それぞれが多様な文化、価値観、ライフスタイルを持っており、こうした違いやそれらに対する無理解により、外国人であることを理由とした就職差別や賃金住宅への入居拒否等が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）も社会問題となっています。
- ▶それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れ、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

同和問題(部落差別)

- ▶歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な問題です。
- ▶問題解決のため、国や地方自治体はさまざまな取り組みを行ってきましたが、同和地区（被差別部落）出身という理由だけで、就職、結婚等における差別やインターネットによる悪質な書き込み、落書き等が発生しています。
- ▶同和問題（部落差別）を正しく理解し、差別をせず、また、差別をさせない地域社会にしていけることが大切です。

ハラスメント

- ▶嫌がらせやいじめを意味するハラスメントには、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」等、さまざまな種類があり、職場や日常生活等の場面において、相手を不快にさせ、尊厳を傷付け、不利益を与える発言や行動が問題となっています。
- ▶常に相手の立場に配慮した言動を心掛けることが大切です。

女性

- ▶性別に基づく差別や固定的な役割分担意識は、いまだ人々の意識や社会の慣行の中に見受けられ、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等の問題のほか、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、性犯罪等も発生しています。
- ▶性別を問わず相手の立場を尊重し、協力し合える地域社会にしていけることが大切です。

高齢者

- ▶65歳以上が4人に1人の割合を占める超高齢社会が進行する中、年齢を理由とした就職差別や賃金住宅の入居拒否、介護者による身体的・心理的虐待、無断での財産処分等が問題となっており、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等も後を絶ちません。
- ▶高齢者が、住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らせる地域社会にしていけることが大切です。

アイヌの人々

- ▶北海道を中心とした地域で先住民族として、独自の生活様式と文化を築いてきたアイヌの人々は、明治以降の政策により、生活基盤や文化が失われていく中で、さまざまな差別を受けてきました。
- ▶都内にもアイヌの人々が暮らしており、その歴史、文化等について正しく理解し、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

HIV感染者やハンセン病患者等

- ▶HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症は、病気に対する知識や理解不足により、職場、医療現場、社会生活等のさまざまな場面において、患者や感染者、その家族が差別や偏見にさらされた歴史があり、今も残っています。
- ▶感染症に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

刑を終えて出所した人

- ▶刑を終えて出所した人やその家族に対しては、偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流される等の問題が発生しており、社会復帰の障害となっています。
- ▶罪を償った後更生し、社会の一員として円滑な生活を送るためには、家族や職場、地域等が協力し、偏見や差別意識のない地域社会にしていけることが大切です。

犯罪被害者とその家族

- ▶犯罪被害者には、犯罪による身体、財産に関わる直接的な被害のほか、その後のメディアの過剰取材や周囲の心ない噂、中傷、偏見による精神的被害等の二次的被害があり、それにより日常生活も一変する恐れがあります。
- ▶誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者やその家族の立場に立って考え、支援する地域社会にしていけることが大切です。

北朝鮮当局による拉致問題

- ▶昭和後期から平成の初めにかけて、北朝鮮当局により、多くの日本人が拉致されるという重大な人権侵害が発生しており、区内にも拉致された可能性のある特定失踪者が存在しています。
- ▶拉致問題の解決は、国民的な課題であると同時に、国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

路上生活者

- ▶景気や産業構造の変化等の社会的な要因等を背景に、路上生活を余儀なくされている路上生活者に対して、偏見や差別意識等から、嫌がらせや暴行事件等が発生しています。
- ▶路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、偏見や差別のない地域社会にしていけることが大切です。

性的指向

- ▶恋愛や性愛の対象の方向を示す性的指向は、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性的指向が同性や両性に向いていることにより、周囲から興味本位で見られる等、差別や偏見に悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性は多様であることについて理解を深め、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

性自認

- ▶自分自身の性別に対する自分の認識で、「心の性」と言われることもある性自認については、心と体の性が一致していないことによる周囲からの偏見の目や差別的な取扱い、自分が望む性別で生活が送れないことに対する葛藤等で、悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性は多様であることについて理解を深め、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

人身取引

- ▶性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- ▶国では、平成16年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、平成26年には「人身取引対策行動計画2014」を策定する等、国を挙げて防止に向けた取り組みを行っています。

災害に伴う偏見や差別

- ▶東日本大震災を契機として、避難所等におけるプライバシーの確保や女性、高齢者等に対する配慮の必要性が改めて認識されました。また、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。
- ▶災害は、人命だけでなく、日々の生活や働く場を奪う等の大きな被害をもたらします。困っているときだからこそ、偏見や差別を排し、お互いを思いやり、支え合っていくことが大切です。

近年施行された人権に関連する主な法律を紹介します

❖ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成28年4月施行）

この法律は、国や地方公共団体、会社、店舗等の民間事業者において、障がいを理由とした差別をなくし、すべての人が、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を作るために制定されたものです。

正当な理由がないにもかかわらず、障がいがあるという理由でサービス等の提供を拒否・制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けるといった「不当な差別的取り扱い」を禁止するほか、道路の段差等の物理的な障壁や、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに関する障壁等を取り除く「合理的配慮の提供」を求めています。

❖ 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月、同年10月、平成29年4月施行）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、平成28年6月に児童福祉法の一部が改正されました。これにより、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有することが明確化されるとともに、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。

この法律改正を踏まえ、現在、区では、平成32年度（2020年度）の児童相談所開設に向け、建物の建設や、開設時の即戦力となる職員の育成等、鋭意準備を進めています。

❖ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年6月施行）

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない旨宣言するとともに、こうした差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的として制定されたものです。

前文には、近年我が国で行われているヘイトスピーチにより多大な苦痛を強いられる人がいること、これにより地域社会に深刻な亀裂が生じていることが明記されています。ヘイトスピーチのない社会の実現のため、国および地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発等の基本的な施策を定めています。

❖ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行）

この法律は、現在も部落差別が存在しているとの前提に立ち、近年の情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況に変化が見られることを踏まえ、差別解消を推進し、部落差別のない社会の実現を図ることを目的に制定されたものです。

最近においても、インターネット上で不当な差別的扱いを助長・誘発するために、特定の地域を同和地区である旨掲載する悪質な事案も発生しています。

この法律では、こうした部落差別を解消するために、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発等を推進し、国民一人ひとりの理解を深めていくこと等を定めています。

インターネットは使い方しだいで人権侵害になることがあります

スマートフォンやタブレット端末等の通信機器の普及により、時間や場所を問わずインターネットに接続できるようになりました。こうした機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が発生し、社会的に大きな影響をおよぼしています。

人権侵害の例

- 特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な書き込み
- SNSや無料通話アプリ等を使いたいじめ
- 個人が特定される写真や動画の無断掲載
- 個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）の無断公開
- 震災時等における、心無い書き込みや根拠のないうわさ 等

その他、インターネットを利用した差別的な書き込みや、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、同和問題（部落差別）に関して差別を助長するような内容の書き込み等が深刻な問題となっています。

インターネットの利用に当たっては、その利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報セキュリティ対策をすることが大切です。

人権を侵害しないために

- インターネット上の掲示板やSNS等の利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。
- 差別的な発言や、誹謗・中傷を書き込まない
- 使用する言葉に注意する(暴力的な言葉は使わない)
- 根拠のないうわさや、あいまいな情報は書き込まない
- 他人の書き込みを“あおる”書き込みはしない
- 知り合いのアドレスや住所等個人情報を無断で掲載しない
- 個人が特定される写真や動画は、勝手に掲載しない

人権週間の前後には次の週間も定められています

犯罪被害者週間
11月25日～12月1日

平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められました。

障害者週間
12月3日～9日

平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者週間」が定められました。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日～16日

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました。

人権に関する相談機関

人権擁護委員による相談の他、次の機関でも受け付けています。

- ◆ **人権全般の相談**
 - ▶ **東京都人権プラザ**
月～(金)午前9時30分～午後5時30分
☎(6722)0124・0125
 - ▶ **東京法務局常設相談所**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0570(003)110

- ◆ **子どものための相談**
 - ▶ **子ども家庭支援センター**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3805)5523
 - ▶ **教育センター教育相談室(電話相談)**
月～(金)午前9時～午後5時
☎(3801)4338
 - ▶ **荒川区子どもの悩み110番**
月～(金)午前9時～午後5時
☎0120(136)110
 - ▶ **子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0120(007)110

- ◆ **法律相談**
 - ▶ **人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)**
第3(火)午後1時～4時(予約制)
☎内線2145
 - ▶ **夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ)**
12月6日(木)午後5時～8時
☎(6722)0127
 - ▶ 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(東京都人権プラザ)
月～(金)午後1時～4時(来所相談:予約制)
【予約受付電話】月～(金)午前9時30分～午後5時30分
☎(6722)0124

- ◆ **障がい者(児)のための相談**
 - ▶ **障害者福祉課(区役所1階)**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2694
 - ▶ **荒川たんぼセンター**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3891)6824
 - ▶ **支援センターアゼリア**
第3(木)を除く午前9時～午後9時
☎(3819)2343

- ◆ **その他の相談機関**
 - ▶ **おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)**
月～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2675
 - ▶ **アクト21こころと生き方・DVなんでも相談**
DV(パートナーからの暴力)、夫婦・親子関係、職場・近隣の人間関係、自分自身の生き方等の相談を行っています。
第1(火)午後5時～8時
第1(金)、第2(水)、第4(木)・(金)午前10時～午後4時
第2(金)、第3(水)・(金)午後2時30分～8時
第2(土)午前10時～午後3時
☎(3809)2890

- ▶ **犯罪被害者等のための相談(公益社団法人被害者支援都民センター)**
月・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分
(火)・(水)午前9時30分～午後7時
☎(5287)3336
- ▶ **同和問題に関する専門相談**
(火)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時
☎(6240)6035
- ▶ **東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談**
(火)・(金)午後6時～10時
☎(3812)3727